

令和7年度第1回長崎市人権教育・啓発審議会議事録

〔日 時〕 令和7年8月28日（木） 14時00分～16時00分

〔場 所〕 長崎市役所5階第3委員会室

議 事

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委員紹介・事務局紹介
- 4 議事
 - (1) 会長・職務代理者選出
 - (2) 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について
 - (3) 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の数値目標見直しについて
 - (4) その他
- 5 閉会

（開会）

事務局 ただいまより、令和7年度長崎市人権教育・啓発審議会第1回会議を開催する。

— 市民生活部長 あいさつ —

— 委員紹介及び事務局・関係課紹介 —

事務局 本日の審議会委員の出席は16人のうち、13人であり、「長崎市人権教育・啓発審議会規則」第5条第2項の規定により、委員の出席が過半数を超えているので、本日の審議会が成立していることを報告する。

— 会議資料の確認 —

事務局 本日の進め方について説明する。この後、長崎市人権教育・啓発審議会の概要について説明し、議事に移る。

本日は改選後1回目の審議会であるため、議事（1）で会長及び職務代理者の選出を行う。

次に、議事（2）、「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について」及び議事（3）「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の数値目標見直しについて」をそれぞれ資料③、資料④に沿って一括して説明し、ご意見、ご質問をお伺いする。

— 長崎市人権教育・啓発審議会の概要について説明 —

事務局 議事（１）会長・職務代理者選出に入らせていただく。まず、本審議会の会長選出を行う。「長崎市人権教育・啓発審議会規則」第４条第１項の規定により委員による互選となっているので、推薦をお願いします。

－ 会長決定 会長あいさつ －

事務局 「長崎市人権教育・啓発審議会規則」第４条第３項の規定により、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とされているので、会長からの御指名をお願いします。

－ 職務代理者決定 －

事務局 「長崎市人権教育・啓発審議会規則」第５条第１項の規定により、会長が議長となることが定められているので、この後は、会議の進行を会長をお願いします。

会長 それでは、早速だが、議事「（２）第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況」及び「（３）第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の数値目標見直し」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

- － 資料③に基づき議事（２）説明 －
- － 資料④に基づき議事（３）説明 －

会長 それでは審議に入る。審議の時間が限られているので、簡潔な質問、回答をお願いしたい。また、質問する際は、資料番号、ページ、取組番号を始めに述べるようにしていただきたい。

委員 資料③13 ページ、資料④1 ページの基本目標１「あらゆる場における人権教育・啓発」に「（１）学校教育における取り組み」とある。以前の審議会でも話をしたが、中学校での賤称語発言問題を改めて考えたときに、指標１「生命や人権を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合」が95%以上という高水準を維持しているが、知識として理解するということと、日常生活の中で自然な感覚として身につけて実践することは、大きな違いがあると思う。賤称語発言問題は、伝えたいと思って熱心に取り組んだ教員の思いと子どもたちの現実との隔たりによって起きた。決してそれを責めているということではない。なぜこの話をしたのかというと、今、大きな問題となっているインターネットによる誹謗中傷やアウティング、記憶に新しいところだと、参院選で行われた法規制の網を抜けるかのごとき二馬力選挙の中で、根拠のない誹謗中傷によって尊い命が亡くなった。2025 年の４月から 情報流通プラットフォーム対処法が施行されたが、事業者に対してインターネットの違法有害情報への対応を迅速に行って、その運用状況を透明化するための新たな措置を義務付けるということを目的としているだけで、個人への規制や罰則は明確にな

い。外国人から見ると、日本人の多くは常識や思いやりがあると思われる反面、正しい知識や確固たる理解がないと、半端な情報や知識は、違った方向に牙をむくことになるのではないかと思う。指標について、子どもたちの95%が理解を示しているという結果を安易に喜ぶのではなく、まさにそういった状況の中に子どもたちがいるということを決して忘れないでいただきたい。

また、今後の教職員の資質向上と指導のあり方についても新たな工夫が必要になってくると思う。市に伺いたいのは、賤称語発言問題があった後に、子どもたちへの指導教育のあり方や教員の人権問題学習へのスタンスについて、協議を進める中でどのような変化や新しい取り組みがあったかを教えていただきたい。

学校教育課

賤称語発言問題後の新たな取り組みということだが、教職員向けについては市人権教育研究会と協力しながら夏休みに研修を行っており、賤称語発言問題があったことを踏まえて、人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」ということを改めて確認したりしているが、新たな取り組みとして、何か仕組みが続いているかと言われると弱いところである。

「人を大事にしなければいけない」、「思いやりが大事だ」、「いじめはだめだ」ということは子どもたちも理解はしているが、それが行動として100%現れるかというと、失敗を犯すこともあるので、子どもたちが理解している、意識が高いからといって、指導を緩めたり、教員の研修時間を減らしたりしていいということにはならないという意識は持っている。

会長

計画自体に関わる問題である。いじめは毎年最高値を記録している。現実との狭間を教育でどう埋めていくかが学校教育、社会教育の課題である。色々な数字を複合的に読みながら考えていくことが大事である。それぞれの切り口で他にないか。

委員

こども基本法ができて、長崎市もこども計画を令和7年度からスタートし、こども計画のトップに子どもの権利の尊重に関する周知と啓発を掲げているが、いくつか意見とか質問がある。資料④の基本目標4「特に人権に関わりの深い職業従事者」について質問だが、行政職員に対して子どもの権利について研修がされているのか。こども基本法ができて、子どもの施策を決定するときに子どもの意見を反映する措置を講じなければならなくなった。行政職員や教育委員会、子ども施策に関わる担当などは、子どもの権利について正しく理解する必要があると思う。その中で人権研修を100%にしたいというのは願うところであるが、学童保育や放課後デイサービス従事者などは、子どもの権利についての研修の機会があるのか。市が担当であれば教育啓発としてあった方がいいのではないか。

また、長崎市の児童生徒や教員がどれぐらい子どもの権利について理解をしているのか調査したことはあるか。どれぐらいの理解度があるのかが気になる。

人権男女共同参画室

様々な形で行政職員の研修を実施している。テーマについては、その時々で社会情勢を見ながらピックアップし、必要に応じて研修に組み込んでいる。

障害福祉課 放課後デイサービス、児童発達支援事業所について、子どもに対しての指導や療育の質を向上させるために、ハートセンター内のさくらんぼ園に委託をし、令和6年度から外部の放課後デイサービス、児童発達支援事業所の職員が受講できる研修を実施している。今年度も行っていく予定である。

会長 長崎市では、子どもたちがどれぐらい子どもの権利について理解をしているのかという質問に対して、学校教育課はどうか。

学校教育課 学校教育課で調査を実施したことはない。

委員 教師も知らない人がたくさんいると思う。令和4年の生徒指導提要改訂で子どもの権利について書かれたが、教師が知らなかったら絵に描いた餅になってしまう。セーブザチルドレンという団体が2020年3月に実施した調査では、内容をよく知っている教員は5人に1人という結果だった。権利の理解度についても低い結果だった。長崎市も一度調査を行ってみてはどうか。

委員 人権といってもとても広範囲で多岐にわたって膨大であると感じる。資料③12ページ基本目標1「あらゆる場における人権教育・啓発」の中に「いやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合」という項目があるが、この結果はどのような方法で算出したのか。アンケート形式だったのか、対象者や人数などについて教えて欲しい。

人権男女共同参画室 毎年度本市で実施している市民意識調査の設問の一つとしてアンケートに答えていただいているものである。無作為に2,000人抽出しアンケートを行っている。

委員 紙媒体で実施しているのか。インターネットか。

人権男女共同参画室 実施方法については、紙とインターネットの併用で実施している。

委員 資料④8ページ基本目標4「特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発」についてだが、私は令和元年度まで消防団員として本部に勤務していた。今、災害が多くて消防団員が足りない。なかなか入ってこない。新聞を見れば、消防団員の人権を無視したようなことが書いてある。どのような啓発活動を行っているのか知りたい。

会長 本日、消防局は来ていないか。

人権男女共同参画室 本日、消防局が出席していないため、確認の上回答する。

委員 資料④7 ページ、資料③21 ページの被爆体験の継承事業について、令和 2 年は家族・交流証言者が 44 人だったが、令和 6 年で 59 人、最終的に令和 12 年には 98 人が目標値とされている。被爆者は年々減ってきており、被爆者の話が聞けなくなっているという現実がある。そうすると、被爆者の子どもたちである 2 世、3 世が被爆体験をどう語り継いでいくかというのが今後のポイントになってくと思う。そのことも含めてこの数字が出ていると思うのだが、この数字を確保するために被爆 2 世、3 世に対する働きかけを具体的にどのようにやってきたか、また、失敗例などもあれば示していただきたい。

被爆継承課 家族交流証言者については、制度を立ち上げた当初は、家族を対象に被爆者の体験を引き継いで被爆体験講話をしていただいていたが、現在は家族以外の人にも広く証言者を募集し、被爆体験の話を引き継いでいただいている。家族に限ってしまくと広がりがなく、なかなか数が増えなかったことがあり、一般のかた向けに対象を広げたという経緯があるが、目標値まで達していないところを見ると、募集の仕方等を今後工夫していかなければならない。昨年までは、被爆者のかたと被爆体験を語り継ぎたい希望者との交流会を年に一回実施していたが、今年度からは年に一回ではなく随時受け付けを行っている。語り継いでほしいという被爆者の高齢化が進んでおり、継承が難しくなっているが、できる限り交流証言者を増やし、被爆体験講話も増やしていければということで、現在取組みを進めている。

委員 8 月 9 日より前の長崎新聞に、10,000 分の 44 という数字が掲載されていた。被爆体験を話せる人は 44 人しかいないと。だが、逆に言うとまだ 44 人いる。これまで苦しい思いで話せなかったが、亡くなる前に話したいと考える人が出てくると思う。こういった人たちにどう働きかけていくか、ぜひ努力していただきたい。

会長 被爆者に対して、行政として何かアプローチしているか。

委員 長崎平和推進協会が運営を受託している国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館では、長崎市と協力して、被爆者のかたに援護課が手紙を出す際に、同祈念館が実施している証言ビデオの収録や被爆体験の聞き取りについて協力を求める文書を同封している。被爆者のかたから申し込みをしていただくのだが、被爆 80 周年ということもあり、申込が増えている。

会長 被爆者がいなくなる時代はすぐそこまで迫っており、大事な課題である。他の切り口で何かあるか。

委員 2024 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたが、差別を受けているという相談は依然としてあり、なかなか厳しい現状である。最近では児童数が減少し、小中学校の統廃合が進んでいるが、特別支援学校に通わせたいという保護者は多くなっ

てきている。理由として、自分の子どもがいじめられたくない、近くの学校に行かせるより特別支援学校に行かせたいということをよく聞いている。

また、資料④11 ページの障害者相談支援事業利用者数の数値目標について、今年度より来年、というように数字を見積もっているが、現状として相談支援事業所を閉鎖する事業者も多く見られる。相談支援員が減少する中で数字を上げればいいのかという考えには疑問がある。

また、就労に向けては、就労 A 型と B 型とあるが、特に就労 A 型に関しては、民間が参入して、ただ一日預かってお金が入るという仕組みがあると思う。行政に就労系事業所から相談あると思うが、今一度その中身を精査していただきたいということを強く要望している。事業所は障害のあるかたにとって将来に向けての訓練機関であるため、一生懸命訓練をしてもらっているが、事業所によっては本当にそれが訓練と言えるのかという声もあがってきているので、その辺をしっかりと精査していただきたい。

障害福祉課

障害のある児童生徒がいじめを受けて特別支援学校への通学を希望するということが、草の根活動にはなるが、週刊あじさいや、様々な機会にパンフレットやチラシの配布を行って障害者差別解消法の周知を図っている。子どもに特化してということではないが、引き続き周知を行っていきたい。今年はピース文化祭もあるため、そういったところでもしっかりと周知を図ってきたい。

また、相談支援員の減少について、非常に苦労していると認識している。相談支援事業所としては数が増えてきており、令和元年度は 104 事業所だったが、令和 6 年度末では 130 事業所と約 6 年で 26 事業所は増えているが、支援員の確保も大事だと認識している。令和 6 年度に診療報酬の改訂もあったが追いついていないと感じているので、引き続きしっかりと要望していく。

就労 A 型、B 型の支援計画の中身の精査、就労につながる支援ができていいのかというご指摘については、自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援 A 型、B 型の事業所のかたにも参加いただき、計画の内容や支援の質の向上を図るようしっかりと話をしていく。なかなか実感ができるほどの質の向上までは至っていないかもしれないが、引き続きしっかりと取り組んでいく。

会長

特別な支援を要する子どもたちがいじめを受けることについて、学校教育課はデータをとっているか。

学校教育課

特別な支援を要する子どもへのいじめといった限定した事例の把握はないが、あってはならないことである。学校が一人ひとりにとって安心できる場所になっていないということであれば、いじめの防止や早期対応、一人ひとりを大切にする教育等を一日一日大切にしていかなければならないと改めて認識した。

会長

特別支援教育は、インクルーシブ、包括的な教育の方向にシフトしていく必要があるのにもかかわらず、「障害があるから別のところに」という切り離すような発想

は真逆である。集団に適應できないから、いじめられるから特別支援学校にということは決してあってはならないことなので、日常の指導の中でどう生かしていくかを考えていただきたい。

委員

学校現場からの話だが、先生方には、子どもたちの様子を見ながら、意見を聞きながら生徒に寄り添うよう伝え、日々指導を行っているが、人間関係がうまくいかなかったり、トラブルが起きたり、SNS 関係で遊び半分で人を傷つけてしまうようなこともあっている。早期発見早期対応をしており、本校では大きな問題にはなっていないが、いじめに発展するのではないかという危機意識や、いじめゼロがいいのではなく、いかにいじめを認知していくかということを大事にしながら現場では教育を行っている。資料④8 ページ取組番号 23「小・中学校での人権教育研修会の実施」だが、100%だからいいのではなく、教員として様々な人権を学んでいく必要があるが、研修については平和に関すること、子どもの人権、高齢者の人権、ハラスメントなど様々な内容があり、現場としては余裕や時間がないという状況である。そうした中でもそれぞれの学校で必要なものを選択しながら進めていっているのが現状である。

また、平和の継承について、長崎の子どもたちが発信することで全国に広がっていくと思う。本日、被爆 80 周年の記念誌が発行されているが、渡辺千恵子さんが丸尾町で被爆されたことが掲載されていたので、地元に関する平和学習も進めていきたいと思う。

資料④取組番号 11、12 について、授産製品が売れないと賃金が上がらない。本校では、給食着の新調にあたって授産製品を購入したが、通常より安価で購入することができた。授産製品について、良いものを作っているという周知を行うことで、授産製品の売り上げや利用者の賃金向上につながると思う。

委員

子どもたちの人権意識が高まっているという数値が出ているが、アンケートのサンプルはあるのか。各学校に同じようなアンケートで結果が出ているのか。いじめは実際は増えている現状があるが、この数字との整合性というものをどうにか考えていくのか。

学校教育課

各学校において学校評価を児童生徒、保護者を対象に行っている。前期、後期と 2 回行う学校が多いのだが、市内で共通の質問項目の一つとして、「自分と同様に人も大切にするような人権意識が自分に育っているか」という質問の項目があり、それがこの指標に使われている。

また、みなさんが言うようにいじめの認知件数は増えている。学校教育課としても、いじめを積極的に認知して、対応しないことがないようにということを学校に繰り返し伝えている。全国的にいじめの認知が増えているが、例えば、A さんが数学の問題が解けていなかった B さんに教えたという事例だが、A さんとしては B さんが困っていると思っての行動だったが、B さんは自分でやりたかったので教えて欲しくなかったということなら、B さんは嫌な思いをしたことになる。

今のいじめ防止対策推進法からすると、このような場合もいじめとして認知する。このように、積極的にいじめを認知することで、これまでただの喧嘩や子どもたちのじゃれ合いということで、いじめをそのままにしていたものをなくそうというところもあるので、いじめの認知が増えていること自体を問題視しているのではなく、いじめを認知せずにその対応が長期化、重大化したり、あるいは、いじめを認知せずに対応しないことをなくしていきたいとしており、いじめの認知件数が増えていることについてはそのようなことが関係していることもご理解いただきたい。

会長 以前はいじめの発生率を問題にしていたが、どんどん認知してく方向に国の考え方が変わった。大事なはいじめを解消していくこと。

委員 資料④9 ページ取組番号 26 のアマランス相談だが、近年の相談件数は把握しているか。横這いなのか、少し減少している等を教えていただきたい。

また、指標が認知度になっており、件数を把握、加味した上で検証されるようになっているのか。実際に利用されているかを合わせて考える必要がある。様々なニーズに応える必要がある相談だと思うので、実際の使われ方を検証するにあたって、件数をきちんと把握して加味した方がいいと感じた。また、認知度を検証するのであれば、世代など細分化したところまで確認し分析したほうが良いのではないか。周知の仕方も分析結果によって変わると思う。DV の被害に遭いそうな世代が一番認知しやすいような方法は何かなど、そこまで具体的に考えないと、この目標である相談体制の充実までは結びつかないと思う。

人権男女共同参画室 アマランス相談の件数については毎年増加傾向である。令和 6 年度のアマランス相談全体で 1,371 件、このうち当室の相談員対応が約 1,100 件、心の健康相談と法律相談で約 200 件である。また、こういった年代のかたが相談しているかは、匿名相談という性質から年齢等をすべて把握できていないわけではないので分析は難しい。認知度の内容については、手元にクロス集計の資料を持ち合わせていないが、市民意識調査の結果で確認することができる。分析結果次第でアプローチの仕方も変わると思うので検証していきたい。

会長 男女の別や年代別で整理できている資料があるのか。

人権男女共同参画室 アマランス相談の認知度に関する設問に対する年代別等のデータがある。

会長 市民意識調査の結果であれば、委員に公表してもよい内容か。

人権男女共同参画室 市民意識調査の結果は、長崎市ホームページに公開されている。

会長 消防職員の研修の件と併せて、本審議会に関連する資料は委員全体に共有し

ていただきたい。

人権男女共同参画室 今回持ち帰る分については、全委員に等しく回答するようにする。

委員

資料④基本目標5「不登校児童の相談対応」についてだが、相談対応しないことはないのではないか。この数値はあくまでも参考値でしかなく、目標にする必要はないのではないか。例えば子どもが不登校になったり、いじめを受けて学校に行けなくなった時に、学びの保障ができるのかというところだと思う。学びの保障につながっているかを測る指標にした方がいいと思う。相談者自身が学びの保障につながっていると感じているか、支援者が学びの保障ができているか等、いくつか指標を用いて見た方がいいと思う。この100%という指標は適切でないと思う。

教育研究所

この100%の対応とは、ただ話を聞くだけではなく、その次の段階を踏まえたパーセンテージである。支援が上手くいくか、上手くいかないかは別だが、連絡があって相談を受けた上で、その子に合わせた学びはここだ、あるいは学校と相談してここまで支援しようなどといった対応が100%できているというところで指標にしている。しかし、満足度などを指標にするというのも効果を測るうえで良いと思うので、持ち帰って検討させていただきたい。

会長

成年後見制度について、大きな福祉施設でもなかなか広がっていない現状があるが、その原因をどう捉えているか。

また、就労継続支援A型とB型の話があったが、A型の賃金を受け取るだけの能力はあっても、A型になることによって、社会制度に関わる支出が増えるためB型が良いという人たちがいる。障害があるため、そういう運用が難しいという人たちも多くいる。

高齢者すこやか支援課 成年後見人制度について、高齢者の分野からお答えする。相談しにくいという考えや家族内でどうにかしなければならないという認知症に対する考え方、相談先が分からないなどといった様々な理由が考えられる。高齢者に関しては、地域包括支援センターで相談を受けることができると周知しているが、高齢者が増えていく中で、受け皿が厳しくなっていく部分もある。令和6年に中核機関として相談窓口の明確化を図るため、長崎市社会福祉協議会に権利擁護・成年後見支援センターを委託した。障害者や高齢者の区分なく、自分での判断が難しくなってきたかたや家族の窓口である。自分で生活できるが、契約等お金関係については難しいかたには日常生活支援事業を紹介したり、自身での判断が難しいかたには後見人をつけていく手伝いをする仕組みになっている。本市では前からこのような支援を行っていたが、令和6年度に社会福祉協議会に委託したことで改めて周知は行っているが、より認知を広げていく必要があると考えているので、様々な手段で、市、社会福祉協議会など様々な関係

機関に周知を行っていきたいと考えている。

障害福祉課

本市の A 型の事業所は令和 7 年 4 月で 18 事業所ある。昨年度は 17 事業所。実績としては A 型の平均工賃が 87,000 円ほど、B 型は 23,000 円ほどである。A 型事業所と話をする中で、報酬改定の関係もあり経営が厳しいという話も出ている。また、物価高騰もありさらに運営が厳しくなっているという話も聞く。長崎市としては、運営がしっかりなされるように事業所と連携を取り、困りごとを吸い上げながら引き続き施策に結び付けていきたい。

会長

解決を迫られている課題が多数あること、少子高齢化、過疎化、人口減少の中で、生きづらさを抱えている人が長崎市では増えてきているということは間違いない。暮らしと人権をつないでいくことが行政の大事な役割だと思うのでぜひ頑張ってください。

事務局

それでは、第 1 回審議会を閉会する。